

# 性的虐待への社会制度に関する一考察

## —現状と課題—

中野 礼菜

### はじめに

1989（平成元）年、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は1994年に批准した。児童の権利に関する条約第19条1に「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる。」<sup>(1)</sup>と明記された。国際条約の中に児童虐待やネグレクトが明記されたことは極めて画期的なことである。

ところで、相談件数の中で最も低い数値で存在する性的虐待への対応は、極めて困難であり、支援、制度が未だはっきりとしていない。森田は「性的虐待はたいへん頻繁に起きています。しかし表面化することはまれです。外傷がない、または目に見えないために第三者からは発見しにくく、被害者の多くは被害を訴えません。」<sup>(2)</sup>と述べ、性的虐待は被害者の訴えがない限り、第三者の介入も支援も難しいというのが現実である。さらに、保護者による性行、つまり「近親姦」が少ない、若しくは行われているわけがない、といった「家族神話」が根付いているために、性的虐待への支援体制・防止措置が対応しきれていないのが現状である。

一方、犯罪大国であるアメリカ合衆国（以下アメリカ）では、CAPプログラムや被害者加害者への支援、処罰規定があり、児童虐待への取り組みが日本よりはるかに進んでいる。性的虐待、特に近親姦は行われているはずがないと考えられている日本には、アメリカのような処罰規定がなく、被害者が黙認し我慢し続けていることが少なくない。

そこで、本稿では、家庭内の性的虐待問題について最も先進的な取り組みを行っているアメリカと比較し、日本では今後どのような社会制度が必要となってくるか考察していく。

## 第1章 各国の現状

### 1. 日本

厚生労働省の『児童虐待相談対応件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果（第6次報告概要）』<sup>(3)</sup>によると、2009年度中に全国201か所の児童相談所が児童虐待相談件数として対応した件数は、これまでで最多件数である44,211件で、前年度より1,547件増加していると報告した。相談種別対応件数は、身体的虐待17,371件、ネグレクト15,185件、心理的虐待10,305件、性的虐待1,305件であり、性的虐待が極端に少ないことが見受けられる。しかし、これは顕在化している数値であり、児童虐待とりわけ性的虐待に関しては、これ以上の数値がさまざまな調査、研究で明らかにされている。

医療法人『学風会』（斉藤学理事長）が1995年から98年の今までの3年間に参加の精神科を訪れた女性患者を対象<sup>(4)</sup>にして、性的虐待の調査を行った。この調査で、17歳までに被害を受けた161人のうち、家族から被害を受けたのは76%にあたる123人にのぼることが明らかになった。家族内被害者の中では実父が多く77人、続いて実兄30人、両親の兄弟12人、義父8人であった。また、性行為被害として、膣・口・肛門への男性器挿入、女性器への愛撫などは70人に達し、他人からの性的虐待では単発被害が6割を占めている。それに対し、家族からの被害は、頻回で長期に及ぶものが多いとされる。中には一年を超えるものが約45%であることも判明された。

1993年の大阪の「KOKOROプロジェクト」が行った性に関する調査<sup>(5)</sup>では、18歳から26歳までの女性200人を対象に行われた。その調査の中で、「子ども時代に性的被害にあったことがあるか」という項目があるが、これに「はい」と答えた人は約40%、「ない」と答えた人は約60%であり、質問対象者の約半数が性的被害に合っている結果となった。

2001年4月には、厚生労働省の『性的搾取及び性的虐待被害者児童の実態把握及び対策に関する研究班』<sup>(6)</sup>がその一端を示すデータを発表した。データ対象は刑務所に収監された女性受刑者であり、そのうちの7割以上が18歳までに性的虐待を受けている。内訳は、3割がレイプなどの深刻な被害、そして2割が近親姦であった。さらに、半数近くが小学校6年生までに被害を受け、小学校に入学する以前から繰り返されていたケースが数多く存在している。その中で誰からも援助を受けられず、サバイバーが黙認し続けたケースが8割にも達したというものであった。

これらの調査、研究から「日本では性的虐待が少ない」という考えは間違いであり、性的虐待を受けた比率は、犯罪大国と言われているアメリカとほとんど差がないことが明らかである。

## 2. アメリカ

児童虐待の統計から見ると<sup>(7)</sup>2008年度の性的虐待は773,792件のうち71,162件であり、全体の9.2%であった。また、ネルソン小児科学第十二版<sup>(8)</sup>によると、児童の0.2%から0.3%が近親姦の関係に巻き込まれており、犠牲者の90%は女子、男子は残りの10%である。そのうち、約3分の1は6歳未満、3分の1が6～12歳、残りの3分の1が12～18歳となっている。

アメリカでは、加害者の99%は男性によるもので、継父の割合の方が実父より若干高いとされているが、ほぼ同率である。このように細かく把握できるのには、性的虐待は犯罪であるとの強い認識が、アメリカに精通しているからだ。2002年度日本の児童虐待件数は、ネグレクト38%、身体46%、性的4%、心理13%に対し、アメリカ保健社会福祉省の統計では、ネグレクト60.5%、身体18.6%、性的9.9%、心理6.5%と公表している。さらに、1995年には35万人の女性が性的暴行を受けているだろうとの報告がある(U.S. Department of Justice「An Analysis of Data on Rape and Sexual Assault」1997より)<sup>(9)</sup>。

アメリカの性的虐待が身体的虐待、心理的虐待と同じぐらいであるのは、児童虐待の通報義務が日本よりも徹底されているからである。もし虐待通告しなかった場合、通告義務違反が適法され、処罰対象となる。この厳しさによって、日本では隠れやすいとされている性的虐待が比較的高い数値で現れている。

## 第2章 両国の制度とフォロー体制

### 1. 日本

日本の児童虐待防止対策は平成12年からはじまり今に至る。児童虐待防止対策は年々改正されてはいるが、児童福祉法の「保護者に監護させることが不適當(25条)」、「虐待(28条)」、「淫行させること(34条)」に明確な概念規定は未だない状態だ。厚生労働省報告例の記入要領では、性的虐待の範疇として「親又は親に代わる保護者による性的

暴行」となっているが、子ども虐待対応の手引きの中では、加害者を「親又は親に代わる保護者に加え年長の同居親族等を含める」など、加害者を記入要領より幅広くとらえている。

さらに具体的な行為についても、「性交、性的暴行、性的行為の強要」、「性器や性交を見せる」、「ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する」といった行為を例示しているが、どちらも、全くの第三者による行為は虐待に含まれていない。

先にも述べたが、児童虐待防止法は、児童虐待の定義づけがなされていることで画期的であるが、第2条の虐待の定義において、性的虐待を「保護者」が「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と規定しており、年長の同居親族等は対象とならない等の点において、厚生省の「子ども虐待対応の手引き」における定義より限定的である。<sup>(10)</sup>

また、各地の青少年保護育成条例は、児童福祉法34条を補う意味で、児童と性行為を行った相手に対して、「淫行」や「みだらな性行為」に対する処罰規定は設けているものの、近親姦を対象とした規定は設けられていないのが特徴的である。

このように、性的虐待を含め児童虐待の概念規定が曖昧な日本だが、民間機関や自助グループによるセルフ・ヘルプ・サービスは活発に行われている。自助グループでは、性的虐待を語る会SCSA (Stop Child Sexual Abuse)、SSA (Survivors Sexual Assault) などがあり、民間機関では、子どもの虐待ホットライン、子どもの虐待防止センターCCAP (Center for Child Abuse Prevention) がある。この子どもの虐待ホットラインは、子どもの虐待問題として日本で最初に結成された民間団体であり、児童虐待防止協会が行っている。

一方、行政側の取り組みでは、核家族で問題解決の困難な家庭を支援する「都市家庭在宅支援事業」の一部として、「児童福祉アドボケーター」を児童虐待が急増している都市に設置することを考えている。

このアドボケーターとは、「権利擁護者」という意味で、虐待された子どもの擁護のために活動する人のことを指す。地域の児童、保護者、住民から虐待の通報を受けたら、その家庭に赴き、家族と話し合うことで問題解決の糸口を探るものだ。ケースワーカーと同じ働きのように思われるが、ケースワーカーの場合は、1日の勤務時間が決まっている。それに対しアドボケーターは、24時間体制で通報に対応する。アドボケーターは、全国10の政令指定都市（人口100万人以上）で、これまでに民間の擁護施設で働いていたワーカーの中から、1都市に1人当たり起用する予定である。

つまり、全国に10人のアドボケーターを置くということだが、これは極端に少なく、問

題解決どころか、家庭のニーズを把握することも極めて困難である。厚生労働省では、試行錯誤の段階であり、これから将来に向けてもっと制度を充実させていくと述べている。<sup>(11)</sup>

日本での制度は、民間機関や自助グループによるものが殆どであり、アメリカのように独自の対応策が少ない。さらに、サバイバーへの保護そのものが手薄な状態であるため、加害者である親たちの援助にまで手が回らないといった結果になっている。

## 2. アメリカ

アメリカの従来からの性的虐待への支援方法は、SSW、SW、警察、医師などが独自のマニュアルに従って対応していたため、多くの問題を引き起こした。その中で最も大きな問題は、十数種類以上の異なる専門職がサバイバーに同じ質問を繰り返し、それに答えるために子どもが何度も性的虐待のことを話すことにより二次被害を受けることであった。<sup>(12)</sup>この二次被害を防ぐための対策が、ファレンジック・インタビュー（司法面接）であり、何度も受ける事情聴取を1回にすることで心の負担を軽減するものだ。

ファレンジック・インタビューは性的虐待に関わる職種の協働の場である。DCFS（児童保護機関）、MHS（メンタルヘルスサービス）、HS（ヘルスサービス）、及び警察や検事等、縦割りに分業化された各分野が、性的虐待対応において手を組み、統合されたアプローチが可能になった。特にMHSが関与することで、心的ダメージの見立てと治療の必要性についての提言がなされ、治療の場につながりやすくなったと考えられている。

さらにアメリカでは、子どもたちに直接働きかける「教育プログラム」がある。CAP（Child Abuse Prevention）プログラムと言い、「私たちはみな、『Free, Safety, Strong（自由に、安全に、強く）』生きる権利を持つ」<sup>(13)</sup>という標語を掲げ活動している。全地域の幼稚園から高校までの授業の中で実施されており、各年齢に合わせ様々な状況を劇にしながらロールプレイをし、安全を守る方法を学んでいくものである。

子どもたちが「いやなことはいや」と意思表示できるようにする、虐待を拒否し危険から逃れる、または、被害を受けたとき外部に伝えることができるように教育することを目的としている。また、就学前から子どもたちに教えていることとして、①あなた自身の気持ちを信じること②あなたの身体を自分で守ること③抵抗すること④すべての大人を信用してはいけないこと⑤助けを求めること⑥正しい情報を知ること<sup>(14)</sup>がある。

以上から、アメリカでは、エンパワメントの考え方にに基づき、子どもたちの権利擁護を自分自身の手で行っていくことを重視していると考えられる。

### 第3章 求められる社会制度

#### 1. CAP プログラム

性的虐待のサバイバーを増やさないためにも、予防教育を充実させるべきである。そのためにも、アメリカで実践されている CAP プログラムの導入、普及を挙げたい。

改正児童虐待防止法 5 条 3 項には、「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない」という条件が定められている。もともとこの箇所には、与党調整法案の段階で「CAP プログラムなどを想定」という説明文が書かれていた。

この CAP プログラムは、エンパワメントと人権の理論を実践化した子どもの虐待防止教育プログラム<sup>(15)</sup>のことだ。各年齢に合わせた性教育を段階別に学べるもので性的虐待、誘拐、暴力被害などにあいそうなとき、子どもたちに何ができるのかを教えるプログラムになっている。また、対象は子どもたちだけでなく、保護者、教職員、保育士等、支援者側も共に学ぶことが最大の利点である。

教育内容は人間の 3 つの権利を中心に展開する。1. 安心して生きる権利。2. 自信を持って生きる権利。3. 自由に生きる権利。<sup>(16)</sup>この権利を直接子どもたちに教え、いじめや暴力によって人権を奪われたらどうなるのかをロールプレイから学ぶ。何度も繰り返し学ぶことによって、子どもたちが権利を体得することを重要視している。

「人権」というものは、人によって捉え方が異なるものである。その中でこのプログラムは、安心、自信、自由が大切な人間の権利だと位置づけている。

森田は、「現在（2003 年 3 月時点）130 以上の CAP プログラムが全国のほぼすべての都道府県で活動、結果日本の約 51 万人の大人と約 680 万人の子どもたちが CAP ワークショップを受講した。」<sup>(17)</sup>と述べ、その結果、「過去十年の日本での実践は、プログラムを受けていたために、虐待やいじめから身を守ることができたたくさんの成功例の報告をもたらしました。又数量的な効果調査でも、プログラムの目的が全般的に高い数値で達成されている報告が出ています（森田ゆり「CAP プログラムの効果①②」『月刊ヒューマンライツ』2001 年 3、4 月号、部落解放・人権研究所）。」<sup>(18)</sup>と言及している。

さらにこのプログラムは、形を変えて児童養護施設でも実践されている。A 県の児童養護施設では、集団による性的逸脱行為についてワーキングチームを作り、2003 年から 2 年間の性教育事業に取り組んだ。集団での性教育、日常生活での関わり、職員への性教育を

3 本柱とし、性の問題が起こる前の予防的視点を重視したものである。教育には年齢による理解力を考慮し、小学校低学年、高校生、中学高校生に分けた。この事業を行った結果、性教育への理解が広がり、A 県にある 11 施設のうち 4 施設が性教育への取り組みを積極的に始めた。<sup>(19)</sup>

児童や施設職員からは、「高学年では教えるにくいことを早期から対応することで、性的話がオープンにできる（予防的な）環境づくりにつながると思われる。」<sup>(20)</sup>といった意見の他に、自己価値への気づき、積極的な自己表現をすることが性問題の予防にも役立つ等の意見が多く、幼児期の性教育への取り組みの見解も挙げられた。

以上、各都道府県と児童養護施設の実践結果から、このプログラムは性的虐待の予防に有効的であることが分かる。日本では、このプログラムを教育関係者だけではなく、司法関係者にも参加してもらうことが重要になってくる。そもそも、子ども虐待の分野は、大別して 4 つに分かれる。防止（Prevention）-CAP プログラム、教育活動、啓蒙活動。介入（Intervention）-児童相談所、裁判所、弁護士、警察。治療（Treatment）自助グループ、精神科医、小児科医、カウンセラー。調査研究（Research）<sup>(21)</sup>であり、この中でも司法関係者である警察の参加が少ないのが日本の特徴だ。4 つの分野が緊密な関係を持ち、対応することが予防には不可欠であるため、警察の参加を促していく必要がある。

性的虐待の予防の強化を目指し、今まで以上の地域、警察関係者への CAP プログラムの導入、普及を充実させていきたい。

## 2. 司法面接

先述したが、何度も行われる事情聴取が原因で、性的虐待の訴えそのものをやめてしまうことが日本では多い。<sup>(22)</sup>繰り返し性的虐待の話をするということは、サバイバーにとって大きな負担になり、二重三重のトラウマへと繋がっていく。しかしながら司法分野では、心理的負担の軽減に関する取り組みは、未だ確立されていない。そのことから、司法面接（ファレンジック・インタビュー）の普及を取り上げたい。

日本では司法面接の確立はされていないが、子どもの虐待対応の手引きに「今後、性的虐待の司法の場での取り扱いが増加する可能性が高いことを考慮に入れるなら、欧米における司法面接のあり方は参考になると思われる。」<sup>(23)</sup>「子どもの心理的負担を極力少なくする方法で面接を行うという考えは取り入れるべきであろう」<sup>(24)</sup>と、司法面接について前向きな考えが明示されている。



この面接は、臨床面接と異なり客観的事実が重要視される。そのため、子どもからの聞き取りは、子どもの負担を軽減すること、聞き取った内容が誘導の結果ではないかとの疑念をできるだけ排除すること、性的虐待が虚偽の話ではないか検討するための情報収集が目的として挙げられる。したがって面接では、ビデオなどの下で具体的な内容に関する質問はするが、誘導的に繰り返し同じことを質問することはタブーとされている。面接頻度は、1回から多くても2回程度にし、そこで終了することがこの面接の前提である。

『子ども虐待問題の理論と研究』では、「多くの専門家が、複数回にわたる事情聴取や加害者に面と向かって対決しなければならない活動からくるストレスを指摘している

(Goodman et al. 1992; Monday, 1993)。」<sup>(25)</sup>「異なる専門家によって複数回にわたり事情聴取にさらされるよりも、ケースに関わっている多くの専門家はビデオを見ればよい

ため、この試みは効果的である。多分野の専門家チームを使うことも、子どもにかかる余計なストレスを減らすことができるという点で、効果的である (Pence & Wilson, 1994)。」<sup>(26)</sup>と司法面接の効果について報告している。司法面接を行うことによってサバイバー、加害者、支援者、専門家のストレスを軽減することが可能なのである。

しかし、司法面接にはメリットだけではなくデメリットも存在する。それは、司法面接で得た情報の裏付けをしなくてはならないことだ。サバイバーの話の他に地域での聞き取りを行い、面接内容との関連性を調べなければならない。また、学校等に成績動向や行動特性について情報聴取する必要がある。

デメリット部分も存在する手法だが、心理的負担の軽減の面から見ると、それ以上の強みを持っている。子ども虐待分野の「介入」の役割を担っている裁判所を強めていくためにも、司法面接の強化、普及は必要不可欠である。

## おわりに

そもそも性に関する知識は、少なくとも小学校の高学年から始まり、中学校、高校の保健体育の授業で深く学ぶ。しかし、授業内容は受精の仕組みや性行為の危険性、中絶の議論などであり、性行為が時と場合によって、虐待になり得るとは教えていない場合が多い。

今日の日本で問題なのは、親や学校が性に関する深い話を、子どもたちに話したがいらないということだ。加えて、学生の子どもを持つ親は、そのような話を「いやらしい」話としか受け取らず、自ら進んで、子どもと性行為の危険性について話し合うことは少ない。また、教育機関関係者も、親の目線に注意を払いつつ、子どもたちが性を理解してくれる



ような授業を行わなければならない。性という問題は教育機関、親、子ども等、多岐に渡って取り扱いに困難が生じる問題である。

性の予防に困難があるのだから、その先の介入や支援には予防以上の困難が現れることは間違いない。また、支援もサバイバーのみに焦点を当てるのではなく、加害者やその妻（または夫）など、サバイバーに関する人たちに行っていくことが重要になってくる。しかしながら、この技術や制度が日本では発展されておらず、児童虐待問題の弱い部分となっているのである。

今回の論文では、日本が諸外国（本稿ではアメリカ）と比べ、知識の面では引けを取らないものの、支援の面で大きく遅れを取っていることが明らかになった。本稿ではCAPプログラムと司法面接について考察したが、更なる支援制度の普及、導入が求められる。

#### 参考文献

- 『セクシャル・アビュース 家族という他人-Sexual Abuse 広がる性的虐待の実録レポート』 山口遼子著 1994 サンドケイ出版局
- 『子どもの虐待 その実態と援助』 津崎哲郎著 1992 朱鷺書房
- 『子ども虐待の福祉学 子どもの権利擁護のためのネットワーク』 浅井春夫著 2002 小学館
- 『子どもの虐待と性教育』 浅井春夫著 1995 大修館書店
- 『父-娘 近親姦 「家族」の闇を照らす』 ジュディス・L・ハーマン著 斎藤学訳者 2000年 誠信書房
- 『沈黙をやぶって』 森田ゆり編著 1992 築地書館
- 『子どもの性的虐待』 北山秋雄著 1994 日本看護協会出版会
- 『「虐待する母」と児童期性的虐待-被害者から加害者への道-』 斎藤学 アディクションと家族 27(3), 221-233, 2011-03 ヘルスワーク協会
- 『子どもの虐待とネグレクト』 Vol.5 No.2 December 2003 日本子どもの虐待防止研究会
- 『子どもの虐待とネグレクト』 Vol.6 No.2 August 2004 日本子どもの虐待防止研究会
- 『子どもの虐待とネグレクト』 Vol.7 No.2 August 2005 日本子どもの虐待防止研究会
- 『子どもの虐待とネグレクト』 Vol.7 No.3 December 2005 日本子どもの虐待防止研究会
- 『子どもの虐待とネグレクト』 Vol.9 No.3 December 2007 日本子どもの虐待防止研究会
- 『家庭という病巣』 豊田正義 2004 新潮新書
- 『子供の愛し方がわからない親たち』 斎藤学 1992 講談社

『児童虐待 わが国における現状と課題』 明治学院大学立法研究会編 1999 信山社

『新・子どもの虐待 生きる力が侵されるとき』 森田ゆり 2004 岩波ブックレット No. 625

『子ども虐待問題の理論と研究』 シンディー・L・ミラー・ペリン ロビン・D・ペリン著 伊藤友里訳 2003 明石書店

『第31章 2. 子どもへの虐待に関する社会的インターベーションのあり方(1)』 日本子ども家庭総合研究所紀要

『第32章 2. 子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)』 日本子ども家庭総合研究所紀要

『第36章 厚生省研究に向けての課題整理』 日本子ども家庭総合研究所紀要

静岡県性的逸脱問題等ワーキングチーム保健部会 平成15年度、平成16年度事業経過

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/13.html> 厚生労働省 子どもの虐待対応の手引きの改正について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000g6n1.html> 厚生労働省 児童虐待相談件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果（第6次報告概要）

[http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf\\_data/h15america.pdf](http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/h15america.pdf) H15年度 視察報告書 アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書

<http://www.aiiku.or.jp/index.htm> 日本子ども家庭総合研究所

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2011/07/02.html> 厚生労働省 児童虐待関係の最新の法律改正について

<http://www.geocities.jp/empowerment9center/index.html> エンパワメント・センター

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv05/pdf/01.pdf> 厚生労働省 子ども虐待の援助に関する基本事項

## 引用文献

- (1) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv05/pdf/01.pdf> 厚生労働省 第1章子どもの虐待の援助に関する基本事項
- (2) 『新・子どもの虐待 生きる力が侵されるとき』 森田ゆり 2004 岩波ブックレット No. 625 p43
- (3) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000g6n1.html> 厚生労働省 児童虐待相談件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果（第6次報告概要）

- (4) 『家庭という病巣』 豊田正義 2004 新潮新書 p63
- (5) 『セクシャル・アビューズ 家族という他人-Sexual Abuse 広がる性的虐待の実録レポート』 山口遼子 1994 サンドケー出版局 p88-89
- (6) 『家庭という病巣』 豊田正義 2004 新潮新書 p61-62
- (7) <http://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&langpair=en%7Cja&u=http://www.infoplease.com/ipa/A0001569.html> 米国の統計情報
- (8) 『子供の愛し方がわからない親たち』 齊藤学 1992 講談社 p50
- (9) [http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf\\_data/h15america.pdf](http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/h15america.pdf) H15年度 視察報告書 アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書 p2
- (10) 『性的被害児童の保護、トリートメントのあり方に関する研究』 日本子ども家庭総合研究所紀要 p169
- (11) 『セクシャル・アビューズ 家族という他人-Sexual Abuse 広がる性的虐待の実録レポート』 山口遼子 1994 サンドケー出版局 p172
- (12) 『国際シンポジウム「性的虐待：京都からの挑戦」を企画して』 桐野由美子 Vol. 6 No. 2 August 2004 日本子どもの虐待防止研究会 p148
- (13) 『セクシャル・アビューズ 家族という他人-Sexual Abuse 広がる性的虐待の実録レポート』 山口遼子 1994 サンドケー出版局 p153
- (14) 『子どもの性的虐待』 北山秋雄 1994 日本看護協会出版 p204-207
- (15) 『新・子どもの虐待 生きる力が侵されるとき』 森田ゆり 2004 岩波ブックレット No. 625 p30
- (16) (17) 『児童虐待 わが国における現状と課題』 明治学院大学立法研究会編 1999 信山社 p56
- (18) 『新・子どもの虐待 生きる権利が侵されるとき』 森田ゆり 2004 岩波ブックレット No. 625 p31
- (19) 静岡県性的逸脱問題等ワーキングチーム保健師部会 平成 15 年度、16 年度事業
- (20) 『児童養護施設における性教育の取り組み』 岩清水伴身、ほか p156
- (21) 『沈黙をやぶって』 森田ゆり 1992 築地書館 p273
- (22) [http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf\\_data/h15america.pdf](http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/h15america.pdf) H15年度 視察報告書 アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書 p11
- (23) (24) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/13.html> 厚生労働省 子どもの虐待対応の手引きの改正について
- (25) (26) 『子ども虐待問題の理論と研究』 シンディー・L・ミラーペリン ロビン・D・ペリン著 伊藤友里訳 2003 明石書店 p252-253